

現 行	改 正 後
<p>信用保証協会関係</p> <p>3 . 一般監督に関する事項</p> <p>3 - 6 理事の任命等に関する留意事項</p> <p>3 - 6 - 1 <u>現職都道府県職員以外からの任命</u></p> <p>協会の<u>理事</u>は、協会の経済的基盤が地方公共団体に大きく依存しており、また、協会の業務が地方の中小企業施策に密接な関係があることから、その任命権は都道府県知事にあるが、信用保証協会に対する主務大臣の権限の一部が都道府県知事に委任されており、日常監督は都道府県知事が行っていることから、協会代表者（代表権を有する者全て）は現職都道府県職員（特別職を含む。）以外から<u>任命</u>するとともに、都道府県関係者からの<u>理事就任数</u>は最小限にとどめるものとする。</p> <p>3 - 6 - 2 会長、理事長の常勤化</p> <p>会長、理事長職は協会の業務運営に係る最高責任者であることから、十分な指導監督が可能となるよう常勤化について指導するものとする。</p> <p>3 - 6 - 3 金融機関出身者の役員就任</p> <p>金融機関出身者の役員就任に当たっては、信用保証協会の業務運営に支障のない範囲内においてそのあり方を見直すなど、地域中小企業者の不信感を招くことのないよう指導するものとする。</p>	<p>信用保証協会関係</p> <p>3 . 一般監督に関する事項</p> <p>3 - 6 役員の選任等に関する留意事項</p> <p>3 - 6 - 1 <u>都道府県関係者の役員選任</u></p> <p>協会の<u>役員</u>は、協会の経済的基盤が地方公共団体に大きく依存しており、また、協会の業務が地方の中小企業施策に密接な関係があることから、その任命権は都道府県知事にあるが、信用保証協会に対する主務大臣の権限の一部が都道府県知事に委任されており、日常監督は都道府県知事が行っていることから、協会代表者（代表権を有する者全て）は現職都道府県職員（特別職を含む。）以外から<u>選任</u>するとともに、都道府県関係者からの<u>役員選任数</u>は最小限にとどめるものとする。</p> <p><u>特に、協会の常勤役員については、同協会を管轄する都道府県関係者からの選任者を半数以内にとどめるよう努めるものとする。</u></p> <p>3 - 6 - 2 会長、理事長の常勤化</p> <p>（同左）</p> <p>3 - 6 - 3 金融機関出身者の役員就任等</p> <p>金融機関出身者の役員就任に当たっては、信用保証協会の業務運営に支障のない範囲内においてそのあり方を見直すなど、地域中小企業者の不信感を招くことのないよう指導するものとする。</p> <p><u>また、役員の構成については、信用保証協会の利用者の視点を適切に反映させる観点から、中小企業経営に関し識見を有する者を選任する等できる限り多様化を図るよう努めるものとする。</u></p>